

第2項先進医療の新規届出技術について (3月受付分)

先	—	1
22.	5.	18

整理番号	技術名	適応症等	保険給付されない費用 ^{※1※2} (「先進医療に係る費用」)	保険給付される費用 ^{※2} (「保険外併用療養費」)	受付日 ^{※3}	事前評価 担当構成員 (敬称略)	総評	その他 (事務的対応等)
207	NKT細胞を利用した頭頸部 癌に対する免疫療法	標準治療の終了後の頭頸部再発 癌症例、および微小残存癌が疑わ れる症例	31万2千円 (1回)	2千円	H22.2.25	—	—	返戻 (追加書類提出待ち)
208	フローサイトメトリーによる パーフォリン蛋白の発現ス クリーニング	血球貪食症候群(家族性血球貪食 症候群2型の診断)	1万9千円 (1回)	166万9千円	H22.3.11	—	—	返戻 (書類不備)
209	慢性骨髄性白血病における イマチニブ血中濃度測定	慢性骨髄性白血病における慢性 期	4千7百円 (1回)	55万8千円	H22.3.17	—	—	返戻 (取り下げ)

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。

※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。

※3 原則として21日以降の受付の場合は翌月受付分として処理している。

【備考】

○「第2項先進医療」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴わず、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術。

○「第3項先進医療(高度医療)」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴い、薬事法による申請等に繋がる科学的評価可能なデータ収集の迅速化を図ることを目的とした、先進的な医療技術。